

公立大学法人敦賀市立看護大学理事の任期を定める規則

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人敦賀市立看護大学定款第13条第2項の規定により、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）の理事（以下「理事」という。）の任期について定める。

(理事の任期)

第2条 理事の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長が定める。ただし、任期を満了する前に退任した理事の残りの任期を補うために就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、理事の任期に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(開設時の特例)

2 第2条第1項本文の規定にかかわらず、法人成立当初に公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則（平成26年規則第6号）第2条第2項第2号に規定する事項を担当するものとして任命された理事の任期は、1年とする。